

各事務事業に対する中間とりまとめ・見解

こども青少年局

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。			
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用・ 非常勤	
21001	なにわっ子わくわく未来プログラムの推進	生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期である乳幼児期に、こどもたちが生きる力の土台を身につけることができるよう策定した、「なにわっ子わくわく未来プログラム」の普及・推進を図り、保育所や幼稚園をはじめとする就学前児童に関わる関係機関及び家庭での積極的な活用資することにより、家庭と関係機関とがともにこどもの健やかな育成に取り組む。	1		ウ、オ、ス	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-2 A-3	1101	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	3,599	0.7				0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21002	保育所職員研修	大阪市として一定水準の質を確保するために行うための大阪市の公立・私立保育所職員の研修(研究会・講座・研究会)及び多様なニーズに対応する保育を創造するための人材育成や対人援助者としての資質向上のために行う公立保育所職員の研修(研究会・講座・研究会)	1		内部ウ	b生活水準確保	4直接執行	A-2	A-1 A-4	1199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	11,201				4.0	4.0		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
21003	幼稚園安全保健衛生	就園時健康診断や歯みがき指導の実施、日本スポーツ振興センターへの加盟(負担金の支出等)などにより、園児の安全及び保健衛生の向上を図る。	1		オ	b生活水準確保	5危機管理	A-1	A-1	1199	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	3,518	0.2		0.2	0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21004	幼稚園振興懇談会	本市の幼稚園教育の当面する諸問題について、私立幼稚園関係者などの意見を求め、幼稚園教育の振興充実に資する。(会議会場使用料、資料郵送料に関する事務等)	1		ウ	b生活水準確保	4直接執行	A-2	A-1	1199	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	20	0.2			0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21005	ブックスタート事業	各区保健福祉センターにおける3か月児健康診査時において、参加者親子に絵本を1冊手渡すとともに、図書館司書や地域のブックスタートボランティアが読み聞かせの指導を行う。	1		オス	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1	1199	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	16,210	0.1		0.1	0.2		ウ-1 社会経済情勢の変化等に照らしてニーズとの整合性の再検証が必要なもの	
21006	こども文化センター管理運営	こども文化センターは平成21年4月から民間の能力を活用し、舞台を活かした芸術文化の事業を中心に、本物の舞台芸術の提供と芸術文化の創作活動を通して、こどもに感動を与え、豊かな感性と創造性を育むことによりこどもの健全育成を図るとともに、経費の削減や運営の効率化を図り、市民ニーズの変化に対応できる施設運営を目指し、指定管理者制度を導入する。舞台を活かす事業以外については局のこども体験事業として民間と協働して実施する。	1		オ・カ ソ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4 B	1201 4202	イ.中期	e市(要改善)	○			○	88,652	0.7		2.0	2.7	0.0	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの		
21007	青少年活動の促進	青少年の自主的な活動を促進するため、青少年活動に関心のある市民や、地域で活動している指導者の養成、青少年普及奨励事業、成人の日記念事業等を行うなど、より充実した青少年活動に向けた青少年の活動の促進を図る。	1		カ・キ セ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4	1299	イ.中期	e市(要改善)	○		○			18,936	0.6			0.6	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21008	国際交流	環太平洋諸国に少年少女使節団を派遣したり、外国の青少年団体の受入や、大阪に住む外国の人との交流を通じて、本市青少年の異文化理解を深め、豊かな国際性を醸成する。	1		カ・コ セ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	1299	ア.短期	e市(要改善)	○		○			4,023	0.8			0.8	0.0	カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの	
21009	こども 夢・創造プロジェクト事業	企業と協働して、大阪の誇る文化や産業の担い手、こども達のあこがれの人物から自分の興味、関心のある分野について直接学び、個性や創造性、将来の夢や希望を育むことにより、次代を担う青少年の健全育成をめざす。	1		カ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-2 A-3 A-4	1202	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○		○	○	8,000	0.7			0.7	0.0	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの		

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。		
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用 非常勤
21010	サマースクールシティ事業(新)	長期休暇である「夏休み」の利点を生かし、大阪市及び民間企業などが有する教育・学習関連施設の潜在力を最大限に活用し、各施設にこども向けの充実した多様な体験プログラムを実施してもらおう。その機会を通して「自分の好きなことを探求し、発見するよろこび」を得ることで、こどもたちの個性と創造性を伸ばし、自信と意欲を育む。	1	カ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-2 A-3 A-4	1202	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○			3,555	0.7				0.7	0.0	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
21011	児童いきいき放課後事業	市内の市立小学校において、平日の放課後・土曜日・長期休業期間に、学校施設を活用し、学校と地域との協力のもと、児童の健全育成を図る活動を行う。学年を超えた児童集団の中で、児童自らが主体的にいきいきとたくましく生きる力をはぐくめるよう、様々な体験や活動プログラムを通じ、自立性、創造性、社会性などを育む。	1	カ	b生活水準確保	7公平性確保	A-1	A-1 B	1203 2203	イ.中期	e市(要改善)	○	○			3,550,525	3.0				3.0		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの	
21012	子どもの家事業	小学校外(各地域)における児童の健全育成を図るため、全児童対策事業と留守家庭児童対策事業を同時に実施するものとして、子どもの家事業実施者に対する補助を行い、各地域における取組みを促進し、児童福祉の向上及び健全育成を促進する。	1	カ、イ、ウ	b生活水準確保	9指導監督	A-1	A-1 B	1203 2203	ア.短期	e市(要改善)	○		○		199,351	1.0		0.5		1.5		エ-3 事業が重複していると考えられるもの	
21013	留守家庭児童対策事業	留守家庭児童の健全育成を図るため、場所・指導員等を確保し留守家庭児童対策事業を実施する児童保育所に対し、運営経費の一部を補助し、保護者負担の軽減と児童福祉の向上を推進する。	1	カ、イ、ウ	b生活水準確保	9指導監督	A-2	A-1 B	1203 2203	ア.短期	e市(要改善)	○		○		417,952	1.0		0.5		1.5		エ-3 事業が重複していると考えられるもの	
21014	青少年野外活動施設管理運営	びわ湖青少年の家、伊賀青少年野外活動センター及び信太山青少年野外活動センターを青少年の健全育成施設として開設しており、自然とのふれあいや感動体験・自立した共同生活・さまざまな創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供することにより、青少年の健全育成の一躍を担う。	1	カ・キ ソ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4 B	1204	ア.短期	d市(民活拡大等)	○		○		240,513	0.7				0.7	0.0	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
21015	青少年団体の育成	青少年の自主的な活動を促進し、青少年の社会参加を促すため、子ども会活動、青年団体活動、ユースリーダー育成事業を行い、青少年の健全育成を図る。	1	カ・キ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4	1301	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○		11,266	0.6				0.6	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21016	青少年文化創造ステーションの運営	青少年の自主的な文化活動を支援し、豊かな社会づくりへの参加を促すため、青少年の新しい感覚やニーズに対応できる機能を有する青少年の施設として運営を行っている。	1	カ・キ ソ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	1399	イ.中期	e市(要改善)	○		○		47,138	0.7				0.7	0.0	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
21017	中央青年センター	中央青年センターは、青少年教育施設として昭和46年に開設し、以来、本市青少年の健全育成を担う中枢施設として、青少年の自立と社会参加を促進することをめざして、学校や他の青少年関連施設、NPOなどとの連携・協力を図りながら、青少年の発達課題に対応する体験的学習や、社会参加の契機となる具体的課題に関する体験的学習の機会を提供するとともに、青少年の自主グループの活動を支援している。	1	カ・キ ソ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4 B	1399 4203	ア.短期	e市(要改善)	○		○		156,962	0.2				0.2	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21018	阿倍野青年センター	阿倍野青年センターは、青少年を中心とする多数の自主グループの育成を図ることを目的として昭和44年に開設した。大阪市における人権教育、生涯学習推進体制の整備の中で、生涯学習施設として青少年以外の学習団体やグループ等も対象とした貸室事業を行っている。	1	カ・キ ソ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4 B	1399 4203	ア.短期	e市(要改善)	○		○		33,380	0.2				0.2	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。			
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他			計	再任用・ 非常勤
21019	長居ユースホステル	長居ユースホステルは青少年教育施設として昭和45年に開設し、青少年に健全で安価な旅行の体験機会を提供する宿泊・交流施設として、日本国内外の青少年の利用に供している。	1		カ・キ ン	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	1399	イ.中期	e市(要改善)	○					265	0.5				0.5	0.0	ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
21020	地域ですすめるこどもの仕事体験・ボランティア活動支援事業	小中学生に対して、地域での仕事体験やボランティア等の活動を通じ、自らのキャリア形成について積極的に考えたり、地域コミュニティに関わる社会体験を行う機会を提供することを通して、子どもたちの職業観の醸成を図るとともに、身近な地域で子どもたちの職業観を高くむ気運を高める。	1		カ、イ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4	1401	ア.短期	e市(要改善)	○	○				3,872	0.1		0.7		0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21021	健全母性育成事業	思春期特有の性に関する不安や悩みを解消するため、電話及びインターネットで常時情報提供(青春ほっとダイヤル)を行うとともに、性と生殖の専門家である助産師が中学校に外向き(ティーンズヘルスセミナー)、生命の尊さや子育てに対する自覚、性への理解を促す思春期健康教育を行う。	1		カス	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	1499	イ.中期	e市(要改善)	○		○			1,312	0.2		0.1		0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21022	子育ていろいろ相談センター	身近な育児技術やノウハウを提供する事業を行うとともに、子育て支援事業を行う関係機関との連携を深めネットワーク化を図るなど、子育てに関する相談や情報提供などの中核を担う施設を設置し、子育て層を中心とする市民の不安や悩みの軽減、解消を図り、多様化する子育てニーズに対応し、福祉の増進に資する。	1		イ、オ、 ス	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1 B	2102 2103	イ.中期	e市(要改善)	○			○		144,793	0.4		0.4		0.8		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
21023	子育て支援室運営業務(家庭児童相談員経費含む)	近年の核家族化・少子化が進展する社会状況のなかで、地域や家庭の養育機能が低下しており、それらから生じる育児不安・育児負担などの子育て家庭の問題解決を図るとともに、各区保健福祉センターに子育て支援室を設置し、子どもや子育てに関する相談に応じる。	1		オ、カ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	2102	イ.中期	e市(要改善)	○					129,120	0.6		0.1		0.7	48.0	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
21024	子育て支援室運営業務(家庭児童相談員経費含む)(区)	近年の核家族化・少子化が進展する社会状況のなかで、地域や家庭の養育機能が低下しており、それらから生じる育児不安・育児負担などの子育て家庭の問題解決を図るとともに、各区保健福祉センターに子育て支援室を設置し、子どもや子育てに関する相談に応じる。	1		オ、カ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1	2102	イ.中期	e市(要改善)	○					0	24.0				24.0		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
21025	乳幼児健診を活用した子育て相談・情報提供	子育て家庭の育児不安・育児負担に対する解消・軽減の取り組みとして、すべての保護者を対象にした乳幼児健診等の機会を活用し、その家庭の生活圏に着目した区内の地域子育て支援センターやつどいの広場、子育てサロン・サークル等のタイムリーな子育て支援情報を提供し、子育て支援事業への参加を促進するとともに、必要に応じて、家庭訪問をするなどの個別支援を行う。	1		オ、ス	d生活安定支援	10その他	A-2	A-1 A-2 A-3	2101 2102	イ.中期	e市(要改善)	○		○			9,302	0.5				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21026	児童委員費用弁償	各地区の民生委員・児童委員及び主任児童委員が生活上のことや子どもの保護・育成などの福祉についての市民の相談に応じ、必要な援助を行う民生委員・児童委員活動の推進にあたり、交通費、活動費の支給並びに研修会の開催を行う。	1		ウ、ス	a法律義務	1法令規定	A-1	A-1 C	2199 3102	イ.中期	e市(要改善)	○		○			122,729	0.5				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21027	地域ふれあい子育て教室事業	保健師が地域の会館等に出向き、養育者と子どもどうしの交流をすすめる場作りを行い、心身の健康に関する情報交換や身近な相談相手の確保を支援し、養育者の育児不安の解消と乳児の健康づくりを行う。	1		オス	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-4	2199	イ.中期	e市(要改善)	○					1,466					0.2	0.2	エ-4 その他 名称等も含め、効果的・効率的な運営手法を検討する必要がある。

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。			
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他			計	再任用・ 非常勤
21028	地域ふれあい子育て教室事業(区)	地域の会館等に向いての、養育者とこどもどうしの交流をすすめる場作り、心身の健康に関する情報交換や身近な相談相手の確保の支援し、養育者の育児不安の解消と乳児の健康づくりを行う。	1	オス	b生活水準確保	7公平性確保	A-2	A-1 A-4	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	0	2.1	3.4	5.5		エ-4 その他	名称等も含め、効果的・効率的な運営手法を検討する必要がある。			
21029	子育て支援24時間電話等情報提供事業	健康や子育てに関する不安や悩みを解消するための情報提供のほか、乳幼児の事故防止と応急手当の方法や各種母子保健サービス等についての情報を電話およびインターネットで常時提供し、妊婦や乳幼児の養育者に対する子育て支援の充実を図る。	1	オス	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	1,749	0.1			0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの		
21030	子育て活動支援事業	次代を担う子どもの健やかな育成と家庭や地域の子育て機能を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供し、もって地域福祉活動の推進を図る。	1	イ、ウ、オ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1	2102 2103	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	692,705	1.3			1.3		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの		
21031	地域子育て支援拠点事業(民間分)	保育所や民間の子育てのノウハウを活用して、子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、地域子育て支援拠点事業を実施している。子育て親子の交流の機会の提供や地域の子育て情報の提供を行うひろば型と、ひろば型の機能に加え、保育所の機能と人材を活用し、子育て全般に関する専門的な支援を行うセンター型を展開している。	1	オ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1	2103	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	340,464	1.1			1.1		エ-4 その他	名称等も含め、効果的・効率的な運営手法を検討する必要がある。		
21032	地域子育て支援拠点事業(公立分)	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。	1	オ	d生活安定支援	7公平性確保	B-3	A-1	2203	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	12,506		38.8		38.8		エ-4 その他	名称等も含め、効果的・効率的な運営手法を検討する必要がある。		
21033	私立幼稚園地域幼児教育センター事業補助	私立幼稚園の持つ人的・物的教育機能を活用し、私立幼稚園が行う家庭教育相談や子育て講座などにより家庭における子育てを様々な形で支援するなど、家庭や地域に対して幼稚園が地域の幼児教育センター的な役割を担う事業に対し補助を実施する。	1	ウ、セ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	2199	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	14,100	0.2	0.1		0.3		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの		
21034	児童手当	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図る。	1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	2104	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	18,603,124	2.0	0.3		2.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの		
21035	児童手当(区)	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図る。		ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	2104	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	32.0			32.0		エ-2	効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの		
21036	こども健やか医療費助成(乳幼児医療費助成)	本市乳幼児医療費助成資格要件を満たす乳幼児の疾病又は負傷について、医療保険各法による医療給付の自己負担金(2割もしくは3割)に対し、一部自己負担額(1医療機関ごとに入・通院各1日当たり500円以内で、月2日を限度とする負担)を控除した金額を助成する。	1	オ・カ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2104	イ.中期	c国・府	○	—	○	—	3,648,534	0.0			0.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの		
21037	こども健やか医療費助成(乳幼児医療費助成)(区)	(区の業務)資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給。	1	オ・カ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	2104	イ.中期	c国・府	○	—	—	—	0	21.0			21.0		エ-2	効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの		
21038	医療助成システムの運用	乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の事務の効率化と市民サービスの向上を目的に資格判定、給付事務等をシステム化。その保守、運用にかかる業務。	1	オ・カ キ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2104 3399	イ.中期	c国・府	○	—	○	—	51,948				0.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの		

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。		
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用・ 非常勤
21039	医療助成システム改修	「医療助成システム」は、平成12年4月に稼働し、この間法令改正等に伴う大規模な改修・開発を度々実施しており、可能な限り共通基盤、既存の機能を活用しつつ、各業務処理に特化した機能の追加・改良を行ってきた。今年度については、端末更新及びひとり親証の個人証化を行う。	21	0	オ・カキ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2104 3399	ア.短期	c国・府	○	○	○	○	92,051					0.0		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
21040	私立幼稚園就園奨励費補助	大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児(3歳～5歳児及び満3歳児)を扶養している保護者が負担する入園料、保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、国制度に基づき、保護者の所得に応じて補助を行う。		1	ウ、オ、サ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1	2104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	1,965,426	0.8		0.7	1.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21041	私立幼稚園幼児教育費補助	私立幼稚園就園奨励費補助対象外の者で大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児(3歳～5歳児及び満3歳児)を扶養している保護者が負担する入園料・保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、保護者の所得に応じて補助を行う。		1	ウ、オ、サ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1	2104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	344,721	0.3		0.2	0.5		ウ-3 効果の及ぶ範囲が限定されている施策としての再検証が必要なもの	
21043	大阪府出産育児応援事業事務	第3子以降の出産・子育てに臨まれる世帯に対し、大阪府から支給される出産育児応援金(5万円)の申請受付事務にかかる経費。制度は平成21年3月に終了するが、申請期限が1年あるため事務は継続する。	21	0	ス	d生活安定支援	6内部業務	C-1	A-1	2199	ア.短期	a不要(廃止)	○	○	○	○	47	0.1				0.1		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
21044	民間保育所整備助成	民間保育所建設のために必要な経費の補助を行う。		1	ウ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-3	2201	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	1,666,361	4.3		0.7	5.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21045	賃貸物件を利用した保育所整備事業	待機児童の解消をめざし、特に低年齢の待機児童の多い地域の保育所整備を一層促進する必要があるが、都市部においては用地の確保が困難であることを鑑み、既存賃貸ビル・マンション等を活用した分園等の保育所整備事業(施設改修補助・設備整備補助・賃料等補助・保証金貸付)を実施する。		1	ウ	b生活水準確保	3公権力行使	C-1	A-1 A-3 A-4	2201	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	162,729	1.6		0.2	1.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21046	保育ママ事業	保護者の多様なニーズと低年齢児の保育需要に対応するため、実施保育所が保育者を雇用して家庭的な環境のもとに、保育所との連携を図りながら少人数の低年齢児の保育を行う。		1	ウ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-3	2201	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	60,905	0.3				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21047	保育ママ事業(区)	保護者の多様なニーズと低年齢児の保育需要に対応するため、実施保育所が保育者を雇用して家庭的な環境のもとに、保育所との連携を図りながら少人数の低年齢児の保育を行う。 ただし、次世代育成支援行動計画における保育所待機児童解消を目指すため有効な事業として、実施期間を平成21年度までとする。		1	ウ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-3	2201	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	0	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21048	公立保育所整備	公立保育所の多機能化や入所枠拡大のため大規模改修を行うことにより、もって大阪市内の多様な保育ニーズに対し充実を図る。		1	オ	b生活水準確保	6内部業務	C-1	A-1	2201	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	542,062	6.5		1.0	7.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21049	市立幼稚園における預かり保育事業の支援	教育時間終了後に希望者を対象に行う教育活動(預かり保育)を実施するにあたり、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、預かり保育全体の充実・発展を支援する。(障害のある園児にかかる介助指導員の雇用に関する事務)		1	オ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4	2201	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	○	○	9,981	0.2		0.2	0.4		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
21050	大阪市幼稚園振興事業	私立幼稚園における幼児教育の振興普及を図るため、調査研究・研修・啓発事業等を実施する。		1	ウ、オ、ス	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	2201	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	○	○	157,406	0.2		0.1	0.3		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		市の関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。			
			年度	無し (該当するもの3つまで)							直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用・ 非常勤	
21051	法に基づく措置費(保育所)	市内の認可保育所に対し、児童福祉法第51条に基づき、最低基準を維持するために必要な費用として、保育所運営費を支弁する。	1	ウ、オ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	36,731,626	1.1		0.3		1.4		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21052	施設指導及び助成(保育所)	民間児童福祉施設等の健全な施設運営と入所児童の処遇向上を図るため、民間保育所に対し指導や助成を行う。 保育所職員に産後・傷病による長期休暇が生じた際に代替職員を任用する経費の補助、市内認可保育所入所児童の検尿・ぎょう虫卵検査などを実施。	1	ウ、オ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	○	46,216	0.1		5.7		5.8		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの
21053	施設指導及び助成(保育所民給)	社会福祉施設に勤務する職員の処遇改善を図るため、措置費に算入されている本俸と本市職員に準じて定めた給与格付を比較し、施設ごとの差額の合計額を補助する。	1	ウ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 E	2299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	378,321			0.1		0.1		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの
21054	保育所運営改善	民間保育所等の健全な施設運営と入所児童の処遇向上を図るため、補助金等の交付を行う。	1	ウ、オ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	365,222	0.7		0.2		0.9		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの
21055	1歳児特別対策	国が定める、1歳児6人に1人の保育士を配置するという保育士配置基準に対し、1歳児5人に1人の保育士を配置するという市基準を設定し、民間保育所に対しこれにより生じる保育士の増加分人件費を助成することにより、手厚い保育を実施し、受け入れ保育所を支援することで低年齢児の待機児解消を図る。	1	ウ、オ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	806,959	0.3				0.3		ウ-4	サービス水準について検討が必要なもの
21056	家庭保育・ベビーセンター	保育需要を充足しえない地域において、保育所の機能を補完する施設として承認されている家庭保育・ベビーセンターに対し保育費等の一部を助成する。	1	オ ス	b生活水準確保	7公平性確保	A-2	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	○	135,864	0.5			0.2	0.7		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの
21057	家庭保育・ベビーセンター(区)	保育需要を充足しえない地域において、保育所の機能を補完する施設として承認されている家庭保育・ベビーセンターに対し児童をあっせんしている。	1	オ ス	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	0.1				0.1		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの
21058	認可外保育施設の指導監督強化	児童福祉法第59条第1項に基づき認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認するため、認可外保育施設への立入調査を実施して指導監督を行う。	1	ア、オ、ス	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	5,947	0.6		0.1	0.8	1.5	2.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
21059	民間保育所分園運営助成	分園整備による入所枠拡大を促進するため、本園と離れていることにより発生する人件費に対する助成。	21	ウ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-3	2299	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	○	3,510	0.0				0.0		ア	平成21年度をもって廃止・収束する事業
21060	保育料徴収体制強化事業	保育料の徴収率向上を図るため、口座振替加入原則化及び公立・民間保育所における納付勧奨、囑託職員を雇用しての電話督促や訪問督促を行い、悪質な高額滞納者には滞納処分を行う。	1	オ	b生活水準確保	7公平性確保	A-2	A-1 A-3	4301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	59,417	4.5		1.2		5.7	18.0	オ-1	未収金対策を講じる必要があるもの
21061	民間保育所中規模整備助成	保育実施上必要であると認められる場合の施設、及び設備の改築、改修及び補修等の費用の一部を補助する。	1	ウ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	44,590	0.1				0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。					
			年度	無し								直	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用・ 非常勤			
21062	民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助	民間社会福祉施設の振興を図るため、社会福祉法人等が社会福祉・医療事業団(現 福祉医療機構)から借り入れた整備資金の利子の支払いに要する資金のうち、利子額に借り入れ契約時における利率から2%を控除した利率を乗じて得た額を、当該借り入れ契約時における利率で除して得た額以内の額を補助する。	31	0	ウ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1	2299 3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	—	3,190	0.1				0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21063	民間保育所の修繕・増築等の借入金償還補助	本市の区画整理に伴う移転や、公立保育所廃止に伴う受け入れ先の増設等、本市の施策により派生した整備事業の実施にあたり、法人の十分な準備資金がなかったことによる借入金のその後の償還に対して、施設運営の健全性、補助の必要性を勘案のうえ、本市が審査を行い償還補助を実施している。	29	0	ウ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	—	7,003	0.1				0.1		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの
21064	公有財産を活用した保育所維持管理経費	本市所有の施設を貸与し、民間保育所の経営をおこなっているが、建物が健康福祉局と合築となっており、各施設で個別に契約を行うより、まとめて建物で契約するほうが効率的なため本市にて契約する。なお、同経費については、同額を法人から徴収する。	1		内部 ウ	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	2299	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	○	—	—	—	—	992	0.1				0.1		オ-2	未利用地等資産の売却・貸付を進める必要があるもの
21065	公立保育所事業	児童福祉法第24条に基づき、公立保育所において保育に欠ける児童を保育する。事業費は児童の処遇に関する支出にあたるものであり、主たる支出は給食材料を購入する賄材料費、児童の教材を購入する消耗品費、保育室にかかる光熱水費である。	1		オ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4 B	2299	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	—	1,010,438	6.2	316.0	886.0	1,208.2	111.0		エ-2	効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
21066	公立保育所管理	児童福祉法第24条に基づき、公立保育所において保育に欠ける児童を保育する。管理費は主に施設の維持管理や職員の事務等に関する支出にあたるものであり、主たる支出は光熱水費、委託料、消耗品費である。	1		オ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4 B	2299	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	—	590,622					0.0		エ-2	効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
21067	職員補充対策	看護師、技能職員の産育休により、職員の配置基準に欠けることのないように代替職員の雇用を行う。また、給食調理業務等の繁忙対応のため、補助要員(非常勤)を雇用する。	1		内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	2299	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	—	187,234	0.1		0.1		0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21068	幼児主食提供	保育所給食については、食事に対する正しい理解と態度を形成し習慣化させるなど、保育の一貫として非常に重要な役割を果たしている。3~5歳児の主食の経費については法内措置費に含まれていないが、保護者のニーズは高く、給食の安全衛生の観点からも事業実施の効果は高いため、必要な経費を保護者負担とし幼児主食の提供を行う。	1		ス	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1	1199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	—	94,432	0.3		11.0		11.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21069	市立保育所指導食実施事業	3~5歳児について、保育士と一緒に同一の食事を食べることにより、同じものを食べる親近感、偏食の矯正、食事マナー等を児童に教え、良好な食習慣を幼児の頃から身につけさせることを目的とする。	1		オ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1	1199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	—	37,029	0.3		11.0		11.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21070	給食調理補助業務委託事業	調理職員の若年層化が進み、産・育休が増加しているため、その間の調理補助業務を委託する。	21	0	ウ	g内部業務	9指導・監督	C-3	A-1 B	2299	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	○	—	—	—	71,144	0.3		11.0		11.3	12.0	ア	平成21年度をもって廃止・収束する事業
21071	公立保育所面積活用	保育室の余裕スペースを有効活用し、0~2歳児の入所児童数の増を図り、待機児童数の解消に資する。	1		オ、ス	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1	2299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	—	268,612			0.5		0.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。		
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金支 出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用 非常勤
21072	保育所運営体制変更にかかる保育内容等処遇向上事業	週休2日制に伴う本務職員の勤務形態の変更にかかり、児童への処遇低下を起ささないため、本市職員に準ずる義務があり、保育士資格を有する非常勤職員等を雇用し、保育内容等の充実に努める。	1	オ	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	2299	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	○	○	244,407	0.1		0.1	0.2	210.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの		
21073	新ニーズ対応臨時的任用職員の非常勤化実施事業	公立保育所における地域交流事業及び育児相談等の業務について、非常勤嘱託職員を雇用し、保育内容等の充実に努める。	1	オ	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	2299	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	○	○	263,770	0.2			0.2		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの		
21074	産育休対応臨時的任用職員(日額)雇用事業	公立保育所における本務職員(保育士)の産育休取得にかかる欠員について、公立保育所の安定的な運営を図り、児童の処遇低下を招かないため、代替職員として臨時的任用職員(日額)を雇用する。	1	オ	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	176,051	0.2			0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21075	公立保育所運営委託事業	公立保育所の運営について社会福祉法人に委託を行い、民間活力の導入による柔軟かつ効率的な運営を図る。	1	オ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1 B	4202	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	○	○	2,275,682	3.5		1.0	4.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21076	公立保育所リフレッシュ	保育所について、より経済的かつ計画的に維持管理を行うため、平成20年度より当局企画部総務担当における定期点検を実施しており、定期点検によって明らかとなった劣化・不具合等については、施設機能に及ぼす影響度に応じて改善方法、改善範囲、実施年次などを計画し、同計画に沿って補修・改修工事を効率的に進め、施設の安全性、壮美性、機能性を確保する。	1	オ	b生活水準確保	6内部業務	C-1	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	85,117	1.0			1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21077	保育所入所・保育料の決定(区)	保育所の入所申し込み、入所決定等の業務(児童福祉法第24条)及び保育の実施に係わる児童の年齢等に応じた保育料等の決定業務(児童福祉法第56条)	1	オ、ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	2299	イ.中期	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	0	25.0			25.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21078	幼稚園維持運営	市立幼稚園の管理運営にあたり、教材・図書・机椅子等物品の購入、建物修繕、設備点検、光熱水費等の必要経費の支出等	1	オ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4	1199	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	294,051	1.2		0.4	1.6		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの		
21079	幼稚園施設等整備	市立幼稚園における良好な学習環境を確保するため、施設の補修整備を実施。	1	オ、ス	a法律義務	1法令規定	A-2	A-1 A-4	1199	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	41,130	0.7			0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21080	一時保育事業(民間分)	勤労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時保育に対する需要や、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感が増えていることに鑑み、これらの保育需要に対応するため一時保育事業を実施する。	1	オ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-1	2202	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	136,499	0.5			0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21081	一時保育事業(公立分)	就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時保育に対する需要や、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感が増えていることに鑑み、これらの保育需要に対応するため一時保育事業を実施する。	1	オ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	2202	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	38,158		12.4	12.4	11.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21082	休日保育事業(民間分)	休日における保護者の労働、傷病、災害・事故、出産等による保育需要に対応するため、休日保育を実施する民間保育所を指定し、事業に必要な経費の一部を補助する。	1	オ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2202	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	23,677	0.5			0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの		

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経費方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。		
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金支 出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用 非常勤
21083	休日保育事業(公立分)	休日(日曜日・祝日及び年末年始)における保護者の就労等による保育需要に対応するため、公立保育所において保育サービスを提供する。	1	オ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	2202	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	36,262			15.7	15.7	14.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21084	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援サービス事業)(民間分)	保育所等に通所している児童が、病気の回復期にあたるため通所できず、かつ保護者が家庭で育児できない場合に一時的に昼間預かる。(病気の回復期に至らない児童についても病院で受け入れる。	1	オ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2202	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	185,865	0.5			0.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21085	乳幼児健康支援サービス事業(病児・病後児保育事業)(公立分)	子育てと就労の両立の一環として、保育所等に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難でありかつ自宅での育児を余儀なくされる期間、当該児童を預かるサービス事業を公立保育所において実施する。	1	オ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	2202	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	1,536		20.4		20.4		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21086	長時間保育事業(民間分)	8時間を超える保育を実施している保育所に対し、補助することにより保育ニーズへの対応と内容の充実を図る。	1	ウ、オ	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	592,974	0.5		0.1	0.6		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21087	長時間保育事業(公立分)	保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準に基づき、1日につき8時間が原則となっているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、長時間の保育ニーズが増加する中で、公立保育所においてはこれらのニーズに対応するため、8時間を超える部分について「長時間保育」として対応している。	1	オ、ス	a法律義務	7公平性確保	C-1	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	288,671	0.1	330.0		330.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21088	延長保育事業(民間分)	就労形態の多様化等により保育時間の延長に対するニーズが高まる中、延長保育を実施している保育所に対し補助することにより、多様な保育ニーズへの対応と児童福祉の向上を図る。	1	ウ、オ	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	724,016	0.5		0.1	0.6		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21089	延長保育事業(公立分)	保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準に基づき、1日につき8時間が原則となっているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、長時間の保育ニーズが増加している。公立保育所では全公立保育所において、午前7時半から午後6時半までの11時間保育を実施しているが、就労形態の多様化に伴い、さらなる延長のニーズがある。これに対応するため、公立保育所44カ所において11時間を超える12時間の延長保育を行っている。	1	オ	a法律義務	7公平性確保	C-1	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	145,290	0.2	44.0		44.2	123.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21090	子どものショートステイ事業	出産や疾病等により一時的に児童の養育が困難となった場合、施設で児童を預かる。(原則として7日以内)	1	オ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	13,434	0.4			0.4		オ-3	受益と負担の適正化について検討する必要があるもの	
21091	法に基づく措置費(夜間保育所)	開所時間を原則としておおむね11時間とし、おおよそ午前11時から午後10時までの保育を実施する認可夜間保育所に対し、児童福祉法第51条に基づき、最低基準を維持するために必要な費用として、保育所運営費を支弁する。	1	ウ、オ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	352,273	0.1			0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21092	保育所地域活動事業	多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することが要請されていることに鑑み、保育所において夜間保育の円滑な実施及び地域需要に応じた幅広い活動を推進することにより、児童の福祉の向上を図る。	1	ウ、オ	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○	141,800	0.1	0.2		0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。		
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用・ 非常勤
21093	障害児保育巡回指導講師派遣事業	障害児の専門知識を有する非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士、保護者に助言、指導等を行う。	1	ケ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-4	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	16,378					0.0	6.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21094	障害児保育指導補助	障害のある児童とない児童が地域社会の中で共に育ちあうことを推進するため、障害児の受入れ促進と保育内容の充実を図るため、障害児を受け入れている民間保育所に対し担当保育士の人件費の補助を行う。	1	ケ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-4	2299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	○	—	531,379					0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21095	障害児保育対策	障害のある児童とない児童が地域社会の中で共に育ちあうことを推進するため、障害児の受け入れ促進と保育内容の充実を図る。	1	ケ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-4	2299	ウ.拡充	e市(要改善)	○	—	—	—	354,978			36.0		36.0	99.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21096	ファミリー・サポート・センター事業	臨時的な保育のニーズに応えるため、登録会員制による相互援助活動を全区で実施。	1	オ、ス	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	155,668	0.3		0.2		0.5		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
21097	「あいりん」特別保育対策	特別保育の一環として、劣悪な環境におかれている「あいりん」の幼児に対し、青空保育や地域巡回指導を実施し、児童の健全育成を図る。	1	オ、シ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	14,077	0.1				0.1		ウ-3 効果の及ぶ範囲が限定されている施策としての再検証が必要なもの	
21098	「あいりん」児童健全育成事業	環境に恵まれないあいりんの児童に遊びと活動の拠点を与え、指導を行うことにより、あいりんに生活する児童の健全育成を図る。	1	オ、カ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1	2299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	12,872	0.2				0.2		ウ-3 効果の及ぶ範囲が限定されている施策としての再検証が必要なもの	
21099	妊婦・乳児健康診査	母子保健法に基づき、妊婦及び乳児の健康管理・保持増進のため、妊婦については妊娠全期間を通じて14回、乳児については生後1~2か月と9~11か月の2回の医療機関等における健康診査を公費負担で実施している。	1	オス	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1 A-4 C	2301	イ.中期	c国・府	○	—	○	—	1,519,383	0.9		0.5		1.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21100	母子・妊娠高血圧症候群等訪問指導事業	育児不安が最も高い出産直後の新生児期から3か月児健康診査までのできるだけ早期に、保健師・助産師の専門職が家庭訪問を行い、健康観察・保健指導に加え、育児不安の対応や産後うつ予防、虐待予防も視野に入れた支援を行う。また、妊娠高血圧症候群やその他の異常の早期発見・早期対応、それぞれの家庭環境に応じた適切な保健指導のため、保健師や助産師が家庭訪問を行い、健全な妊娠出産につなげる。	1	オス	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1 A-2 A-4 C	2101 2301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	70,266	0.2		0.2		0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21101	乳幼児健康診査・歯科保健対策事業	各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の健全な発育・発達に向けた適切な指導及び措置として、3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、必要に応じて、精密健康診査や療育指導診査を行っている。また、1歳6か月児及び3歳児健康診査においては、加えて歯科健康診査と、歯科衛生士による歯科保健個別指導及び希望者へのフッ素塗布を行い、幼児のう蝕予防を実施している。	1	オス	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1 A-4 C	2301	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	223,428	0.6		0.4		1.0	5.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21102	乳幼児健康診査・歯科保健対策事業(区)	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の実施、必要に応じた精密健康診査・療育指導診査紹介、1歳6か月児及び3歳児健康診査児乳児歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健個別指導及び希望者へのフッ素塗布の実施。	1	オス	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-4 C	2301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	0	14.8		19.0		33.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。		
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金支 出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用・ 非常勤
21103	子ども子育て見守り推進事業	すべての乳幼児の子育て支援及び地域から孤立している家庭の早期発見のため、乳幼児健康診査の未受診者の全数把握に努め、児童の健全育成と児童虐待の防止を推進する。	1	オス	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1 C	2301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	870	0.1	0.2	0.3			キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21104	不妊治療費助成事業	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。	1	サス	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-4	2199 2399	ウ.拡充	c国・府	○	—	—	○	193,873	0.2	0.5	0.7			キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21105	不妊治療費助成事業(区)	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。	1	サス	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-4	2399	ウ.拡充	c国・府	○	—	—	—	0	0.1		0.1			キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21106	妊産婦等指導事業	妊産婦・養育者を対象に、妊娠・出産・育児に必要な保健指導を行い、具体的かつ実践的な健康教育や参加者どうしの交流により、育児不安等の解消も含め、広く母子保健の立場からの育児支援を行う。また、父親の育児参加啓発として、講演や沐浴実習、妊婦の疑似体験、子育て指導セミナーを休日に開催し、父親に対し、母性及び乳幼児についての認識向上を促す。	1	オス	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1 A-4 C	2301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	12,436	0.2	0.2	0.4			キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21107	妊産婦等指導事業(区)	母子保健に関する各種の保健教育を総合的に行い、すこやかな児を産み育てる母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とするとともに、この機会をとらえて地域における妊産婦をはじめとした養育者の交流を行い、育児不安等の解消も含め、広く母子保健の立場からの育児支援を図る。	1	オス	b生活水準確保	7公平性確保	A-2	A-1 A-4 C	2301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	0		5.6	5.6			キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21108	4・5歳児発達障害相談事業	知的障害を伴わない発達障害は、4歳頃から保育所や幼稚園等での集団生活の中で社会性や行動面の問題が表面化するといわれており、3歳児健診以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障害の個別相談を行い、専門診断機関の紹介や養育者への支援を行う。	1	オス	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	2399	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	5,783		0.2	0.2			キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21109	4・5歳児発達障害相談事業(区)	医師・心理相談員・保健師による発達障害の個別相談、専門診断機関の紹介や養育者への支援。	1	オス	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 A-4	2399	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	0		0.5	0.5			キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21110	母子保健衛生一般事務	母子保健法に基づき、妊娠届時に各区保健福祉センターにおいて母子健康手帳を交付し、保健師による個別保健指導を行い、母子保健対策の出発点である妊娠届時から就学前までの一貫した母子の健康管理・保持増進のため、必要な母子管理票や保健指導に要する副読本を整備して、母子保健システムによる健康診査、追跡指導等の総合的な支援管理を行っている。	1	オス	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 C	2399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	12,305	0.3	0.2	0.5			キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21111	母子保健衛生一般事務(区)	母子健康手帳の交付と交付時の個別保健指導、母子管理票による妊娠届時から就学前までの一貫した母子の健康管理、健康の保持増進のため副読本を用いた保健指導、母子保健システムによる健康診査・要フォロー対象の把握。	1	オス	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1 C	2399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	0.3		0.3			キ	引き続き改善しながら実施するもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。						
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用・ 非常勤				
21112	子どもの安全にかかる情報配信事業	保護者や地域、青少年ボランティアが一体となって子どもたちを守ることを目的として、地域の不審者情報等の子どもの安全にかかる情報について、情報を希望する保護者をはじめ、学校園、地域、保育所等が所有するパソコン、携帯電話に現行の学校開校時(午前9時～午後7時まで)に実施していることも安全メールを拡充し、24時間体制で迅速に情報を配信するシステムを構築する。	1		エ・カ ウ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-1 A-2 A-3 A-4	2401	ア.短期	e市(要改善)	○	○						6,825	0.5				0.5	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
21113	青少年指導員活動の推進	青少年指導員が、毎月25日は市内統一指導ルーム活動(青少年に対する愛のひと声運動)、中学生親善ソフトボール大会・キックベースボール大会、野外キャンプ・校庭キャンプ、ハイキング、ラジオ体操、子供向け映画の上映などを行わない、青少年の健全育成や非行防止に取り組む。また、青少年福祉委員が青少年問題に関する研修会・講演会、区内協賛事業(区民まつり・各区成人の日記念の集い・こどもカーニバル・相撲大会・たこあげ大会等)、青少年指導員が行う主催事業の協力、市内統一指導ルーム活動、社会環境浄化活動などを行い、青少年指導員と地域組織との調整を図るとともに、社会環境の浄化及び青少年問題等に関する地域社会への啓発活動を行う。	1		カ・キ セ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-1 A-2 A-4	2402	イ.中期	e市(要改善)	○	○						53,867	0.7				0.7	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
21114	「こどもの環境ととのえ隊」等の強化拡大	青少年を健全に育成するとともに、青少年の非行を防止するために「青少年育成推進会議」の活動として、「こどもの環境ととのえ隊」を区レベル・全市繁華街レベルで広く市民に呼びかけて実施することにより、社会総がかりで子どもを守る機運を盛り上げ、市民との協働による市民運動へと発展するよう取り組んでいく。	1		カ・キ セ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-1 A-2 A-3 A-4	2402	イ.中期	e市(要改善)	○							1,610	0.7				0.7	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
21115	青少年健全育成対策の推進	青少年の健全育成・非行防止とこどもの保護、安全の強化、犯罪を未然に防止する取り組みを円滑に推進するために必要な子ども会、PTA、青少年指導員等の各種青少年団体間の連絡調整を行うとともに、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を適切に実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を行う。	1		カ・キ ウ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4	2499	イ.中期	e市(要改善)	○	○						3,390	0.7				0.7	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
21116	社会福祉施設等耐震改修工事	昭和56年以前に建築基準法の新耐震基準適用以前に建設された局所管施設で、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた施設のうち、運営面や経済性などの観点から検討し、補強による耐震化が有効と判断したものについて改修工事を行う。	27	0	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-2 A-3	2403	イ.中期	e市(要改善)	○							70,925	0.3				0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21117	ひとにやさしいまちづくり整備事業	「ひとにやさしいまちづくり」の推進のため、児童福祉施設について、障害者をはじめすべての人が、安全かつ自由に利用できる福祉社会の実現に資することを目的に、スロープ設置や手摺設置、車椅子対応便所設置等の必要な整備を行う。	1		ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4	2499	イ.中期	e市(要改善)	○							40,200	0.2				0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21118	児童相談所運営管理	児童相談所は、児童福祉法第12条第1項に基づいて設置された児童福祉行政の第1線機関で、18歳未満の子どもに関する相談を受け、児童福祉法及び児童虐待防止法等に基づき、その子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、業務を行っている。児童養護相談・児童虐待相談・障害相談・非行相談・育成相談、企画運営などを行っている。	1		オ・カ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3101 3102 3103	イ.中期	e市(要改善)	○	○						58,127	8.3	2.0	36.3		46.6		キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。	
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出	その他		1号	2号	3号	その他	計		再任用・ 非常勤
21119	一時保護所の運営	主に2歳～18歳までの児童に対し、緊急に保護を要する場合、または指導・治療のために短期の入所保護が必要とされる場合に一時保護を実施している。	1	オ・カ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3101 3102 3103	イ.中期	e市(要改善)	○	○				57,401	3.0	5.0	20.0	28.0	13.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21120	児童相談所機能充実	平成20年3月末に条例廃止された「労働会館(アピオ大阪)」を転活し、本市の児童相談機関としての中央児童相談所と教育相談の相談窓口一元化を図り、児童相談部門と教育相談部門との連携強化及び総合的な相談体制の確立とともに、児童相談所の機能強化とそれぞれの施設の狭隘化を解消する。	1	オ・カ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1	3101	ア.短期	a不要(廃止)	○					651,786	1.0	2.0	3.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21121	児童虐待対策の促進	児童虐待の防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開するための連絡体制の構築のため、市レベルにおける要保護児童対策地域協議会の運営や市民への児童虐待防止の啓発・周知を行う。	1	イウセ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	3102	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	○	○		19,135	0.9	0.4	1.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21122	児童虐待防止対策の促進	児童相談所において、虐待を受けた児童の早期対応、保護、自立支援、児童虐待により親子分離した家庭に対する家族再統合等の援助を迅速かつ的確に実施するため、児童相談所の体制強化を図り、被虐待児の受け入れ態勢の整備、地域協力員による協力体制整備、医療的・法的対応に対する機能強化、里親委託の推進を図っている。	1	オ・カ	a法律義務	1法令規定	A-1	A-1 C	3102	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○				41,696	3.5	10.5	14.0	4.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21123	要保護対策地域協議会運営(区)	児童虐待の防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開するための連絡体制の構築のため、区レベルにおける要保護児童対策地域協議会の運営。	1	オ・カ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	3102	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	○	○		0	20.7		20.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21124	養育支援訪問事業	出産後間もない養育者には精神的にも身体的にも過重な負担がかかり、この時期に手厚い支援を行うことが子どもの健全育成に効果的であることから、保健師・助産師等の専門職による訪問型育児支援を実施し、当該家庭に安定した養育を可能とならしめ、ひいては児童の健全育成と児童虐待の防止を推進するものとする。また、出産後、育児困難等が予測される妊婦についても事業対象とし、妊娠期からの児童虐待予防を重要視し、実施する。	1	オシス	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○		24,157	0.3	0.2	0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21125	養育支援訪問事業(区)	子ども家庭支援員による育児相談事業と専門的家庭訪問支援事業について、要保護児童対策地域協議会において効果的な養育支援計画を決定し、訪問事業を実施する。	1	オシス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1 A-4	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	○		0		0.9	0.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21126	里親指導及び助成事業	(1)里親制度普及事業委託 里親の開拓・研修・指導を実施する事により里親制度の充実強化を図る (2)家庭養育推進事業委託 里親等に対し、研修を実施する事により児童福祉への理解を深め、養育技術の向上を図り、もって要保護児童の福祉の増進に寄与する	1	オ・カ・ウ	a法律義務	9指導・監督	A-2	A-1	3103	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○				5,058	0.8	1.9	2.7	2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21127	週末里親事業	保護者の面会や、外泊のない施設入所児童に家庭生活を体験させるため、週末等に週末里親家庭に宿泊させ家庭体験をさせることにより児童の健全な育成に資するとともに、将来退所後の自立を援助するものである。	1	オ・カ・セ	d生活安定支援	7公平性確保	A-2	A-1	3103	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○				8,345	0.2	0.1	0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの		

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。				
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用・ 非常勤		
21128	法に基づく措置費(助産施設)	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦が指定の助産施設に入所し、安心して出産できるよう助産に要する費用を助成する事業であり、妊産婦が入所した助産施設に、助産の実施に必要な費用として措置費を支払う。	1	エサ	a法律義務	7公平性確保	C-1	A-1 C	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	329,642	0.2					0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21129	法に基づく措置費(母子生活支援施設)	配偶者のいない女子、またはこれに準じる事情のある女子と、その児童が入所した母子生活支援施設において、母子を保護するとともに、自立の促進のためその生活を支援する事業であり、母子が入所した母子生活支援施設に、母子保護の実施のために必要な費用として措置費を支払う。	1	ウエ	a法律義務	7公平性確保	C-1	A-1 C	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	399,851	0.4					0.4		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21130	法に基づく措置費(児童養護施設等)	中央児童相談所が、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、児童福祉施設等は児童の養護、指導、援助を行い自立を支援するが、児童福祉施設への入所や里親等への委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉法第45条の最低基準を維持するために要する費用として、要保護児童が措置又は委託された児童福祉施設等に措置費を支払う。	1	ウエ	a法律義務	7公平性確保	C-1	A-1 C	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	5,011,398	0.2		0.2			0.4		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21131	施設指導及び助成(児童養護施設等)	施設入所児童の健全育成と処遇の向上を図るため、市児童福祉施設連盟や施設に対し指導や助成を行う。	1	ウオカ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	○	—	21,840	0.5			0.5		1.0		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの
21132	施設指導及び助成(児童養護施設等民給)	社会福祉施設に勤務する職員の処遇改善を図るため、措置費に算入されている本俸と本市職員に準じて定めた給与格付を比較し、施設ごとの差額の合計額を補助する。	1	ウ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1 E	3199	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	72,662	0.2					0.2		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの	
21133	施設児童援護	児童福祉施設等入所児(者)の処遇向上並びに自立支援を図るため、児童福祉施設等処遇向上加算事業費等基準外援護費を支給する。	1	エウ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	107,516	0.2			0.3		0.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21134	施設児童保護育成	施設入所児童に対し、成長段階や季節に応じた行事を行うことにより、児童の健全育成に寄与することを目的とする。	1	ウカキ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	2,427	0.2					0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21135	入舟寮運営委託	保護者の病気や離婚などによって、育てることが困難になった児童を、保護者に代わって養育し、あわせて、その自立を支援するため児童福祉法第41条に基づく児童養護施設の管理運営を行っている。	1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	288,278	0.3					0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21136	児童養護施設(入舟寮)増設工事	児童養護施設に心理療法が必要不可欠になってきている現状をふまえ、入舟寮に対し心理療法室を確保するため増設工事を行う。	21	0	ウ	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	3199	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	○	—	11,288	0.1		0.1			0.2		ア	平成21年度をもって廃止・収束する事業
21137	弘済みらい園管理運営委託	保護者の病気や離婚などによって、育てることが困難になった児童を、保護者に代わって養育し、あわせて、その自立を支援するため児童福祉法第41条に基づく児童養護施設の管理運営を行っている。	1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	145,799	0.3					0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。				
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用・ 非常勤		
21138	弘済のぞみ園管理運営委託	学校に行きたがらない児童、気がかりな行動を示す児童とその家族に、専門的な指導を行うため児童福祉法第43条の5に基づく情緒障害児短期治療施設の管理運営を行っている。	1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	188,049	0.3					0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21139	母子生活支援施設運営委託	配偶者のいない女子、またはこれに準じる事情のある女子と、その児童を保護するとともに、自立の促進のためその生活を支援するため、児童福祉法第38条に基づく母子生活支援施設の管理運営を行っている。	1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1 A-4	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	319,279	0.3					0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21140	児童福祉施設中規模整備助成	施設管理や事業実施のうえで、必要であると認められる場合の施設の改修補修の費用の一部を補助する。	1	ウ	b生活水準確保	7公平性確保	C-1	A-1	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	12,860	0.1					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21141	東さくら園外壁改修	東さくら園は、外壁劣化が著しく「建築物修繕措置判定手法」による評価では、全面改修が必要とされるレベルであるが、本施設については耐震補強の量から実施が困難とされているうえに、間取り等の陳腐化から抜本的な対応を迫られていることを踏まえ、危険部位の除去対策として本工事を行うものである。	21	0	ウ	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	3199	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	○	—	2,000	0.2					0.2		ア	平成21年度をもって廃止・収束する事業
21142	助産施設入所・徴収金の決定(区)	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦が指定の助産施設に入所し、安心して出産できるよう助産に要する費用を助成する事業であり、助産の利用について決定するとともに、利用にかかる徴収金額の決定を行う。	1	サ	a法律義務	7公平性確保	C-1	A-1 C	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	2.3					2.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21143	母子生活支援施設入所・徴収金の決定(区)	配偶者のいない女子、またはこれに準じる事情のある女子と、その児童が入所した母子生活支援施設において、母子を保護するとともに、自立の促進のためその生活を支援する事業であり、母子生活支援施設の利用について決定するとともに、利用にかかる徴収金額の決定を行う。	1	オカシ	a法律義務	7公平性確保	C-1	A-1 C	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	0.3					0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21144	児童養護施設等徴収金の決定(区)	中央児童相談所が、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、児童福祉施設等に入所中の児童の保護者に対して徴収金額の決定を行う。	1	オカシ	a法律義務	7公平性確保	C-1	A-1 C	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	2.3					2.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21145	阿武山学園運営	児童福祉法第44条による児童自立支援施設として、児童相談所の入所措置に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。	1	カ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3199	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	85,595	24.0	5.0	4.0	0.0	33.0	7.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの		
21146	阿武山学園整備	昭和35年12月に事業開始して以来、もうすぐ50周年を迎える。この間各寮舎及び本館、教育棟など計画的に老朽化による建替工事または改修工事を実施してきており、本館の外壁改修工事と作法室を改修して、近年の児童の処遇に見合った整備を行うための特別支援棟の整備を行うものである。また、公用車(軽バン)の老朽化による更新を行う。	1	カ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	31,930	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経費方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの 分類」をご覧ください。		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	其 他		1号	2号	3号	其 他	計		再任用・ 非常勤	
21147	児童院運営	個別に心理治療を実施し、児童の心の傷を癒しつつ、心の成長を図る。また、並行して家族の指導や治療を行う。入所児童に対しては、暖かい受容的な雰囲気環境の環境作りに努め、自己表現の尊重と自立性の確立、また、基本的な生活習慣の確立と身辺処理能力の養成を目指す。大阪市立明治小学を併設しており、義務教育を実施している。	1	カ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	—	71,809	5.0	6.0	17.0	28.0	6.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
21148	児童院改修	児童院の空調設備及び消防用設備の修繕	1	カ	b生活水準確保	6内部業務	C-1	A-1 A-4	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	—	2,035	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
21149	施設退所児童等指導事業	児童福祉施設を退所し就職した児童に適切な指導、助言等を行い、社会生活への適応を容易にすることを目的とする	1	ウス	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-1	3103	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	—	4,500	0.3			0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21150	次世代育成支援行動計画(社会的養護関連)の策定にかかる調査・作成(新)	次世代育成後期行動計画に社会的養護体制に関する項目を盛り込む	1	アウオカ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3199 4199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	—	0	0.8		0.3	1.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21151	社会福祉審議会	社会福祉審議会児童福祉専門分科会の①里親審査部会②児童虐待検証部会③児童養護施設等検討部会に関する運営を行う。	1	オカキ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3199	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	—	2,705	0.5		0.3	0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21152	緊急母子一時保護事業	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	—	864	0.2			0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21153	緊急母子一時保護事業(区)	緊急母子一時保護事業の実施。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	—	0	0.5			0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21154	情緒障害児外来治療センター	中央児童相談所が受理した情緒障害児とその親に対し、一定期間通所させて遊戯療法等治療を行うことにより、児童の情緒的混乱の解消と母親の養育態度の改善を援助し、将来における問題の発生防止を目的とする。	1	カ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	3199	イ.中期	d市(民活拡大等)	○						7,733	0.1		1.0	1.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21155	精神発達精密検診及び事後指導	1歳6ヵ月児健康診断及び3歳児健康診断の結果、精神発達に所見のあるケースに対して事後指導を行い、早期療育の必要性があるものに対しては通所等による事後指導を行う。	1	オ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1	3199	イ.中期	d市(民活拡大等)	○						6,222			2.0	2.0	2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21156	重度障害児訪問指導事業	在宅の重症心身障害児の家庭を訪問し、家庭での療育や介護等についての助言や指導を行うと共に施設や福祉サービス等に関する情報提供や心理的援助を行うことにより重症心身障害児及びその家族の福祉の向上を図ることを目的としている。	1	オ・カ・ケ	d生活安定支援	7公平性確保	B-2	A-1	3199	イ.中期	d市(民活拡大等)	○						2,333			1.0	1.0	1.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
21157	特別支援教育相談事業	障害があるか、もしくはその疑いのある幼児・児童・生徒の養育、就学、進路、生活面、学習面の指導について、教育相談員(教育職相談員・臨床心理士)が専門的な立場から助言する。	1	オ、カ、ス	d生活安定支援	4直接執行	C-1	A-1 A-4	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	—	17,265	0.2			0.2	5.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。				
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他			計	再任用 非常勤	
21158	児童相談・調整業務(区)	各区保健福祉センターに子育て支援室を設置し、要保護児童と要支援児童に対する相談調整業務を行っている。	1	オカシ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	4.9					4.9		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21159	適応指導教室	不登校の児童・生徒を対象に、教員経験者等2名が週4日でカウンセリングや強化指導をしながら集団生活になじませ、学校復帰を目指す。	1	カ	d生活安定支援	4直接執行	A-2	A-1 A-4	3101 3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	2,643	0.2					0.2		エ-4	その他 名称等も含め、効果的・効率的な運営手法を検討する必要がある。
21160	情緒障害児心理治療事業	不登校など情緒面の課題を抱える子どもとその家族を対象に、通所の場所を提供しながら、子どもの状態に即した指導や活動を実施することにより、子どもの社会的・精神的回復や成長とともに、家族の福祉の改善を図っている。	1	カ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-2	A-1	3101 3201	イ.中期	e市(要改善)	○	○				37,425	0.1		0.2		0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21161	青少年社会参加支援事業	(1)小中学生を対象に、文化・芸術、スポーツ・健康づくりなど多彩な体験学習の機会提供 (2)若年者を対象とした職業観育成や社会参加支援に関する学習機会の提供 (3)不登校など課題をかかえる青少年に対する相談と居場所づくり(愛称:ほっとスペース事業) これらの事業を一体的・体系的に実施し、青少年育成の推進を図る。	1	カ、ス	d生活安定支援	9指導・監督	A-1	A-1 A-4 B	1201 1402 3201	ア.短期	e市(要改善)	○	○				425,831	0.7		3.3		4.0		エ-4	その他 名称等も含め、効果的・効率的な運営手法を検討する必要がある。	
21162	いじめ対策事業	子どもや保護者が休日を含め24時間いじめについて相談できる窓口として、教育センターにおける電話教育相談及び時間外電話教育相談(NPOに委託)を実施する。	1	セ	d生活安定支援	4直接執行	A-2	A-1 A-4	3101 3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	54,782	0.2					0.2	6.0	エ-4	その他 名称等も含め、効果的・効率的な運営手法を検討する必要がある。
21163	いじめ対策事業	暴力防止プログラム(CAP)を実施(報償金の支出等)し、いじめの未然防止・早期解決に向けて取り組み、幼児の健全育成を推進する。	1	オ	c生命財産を守る	5危機管理	A-2	A-1	3201	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	930			0.1		0.1		エ-4	その他 名称等も含め、効果的・効率的な運営手法を検討する必要がある。	
21164	こころひらく教育相談事業	いじめ、不登校等の問題の解決を図るため、中学校にスクールカウンセラーを週1回派遣し、その校区内の幼児から高校生を対象にして、子ども、保護者へのカウンセリング、教職員の指導の支援を実施。	1	オ、カ、ス	d生活安定支援	4直接執行	C-1	A-1 A-4	3299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	136,928	0.3					0.3		エ-4	その他 名称等も含め、効果的・効率的な運営手法を検討する必要がある。
21165	来所教育相談事業	幼児・児童・生徒の教育上の問題について、教育相談員(教育職相談員・臨床心理士)が専門的な指導・助言(カウンセリング、心理療法、心理検査等)を行い、保護者や子どもが自ら課題を解決するのを援助する。	1	オ、カ、ス	d生活安定支援	4直接執行	C-1	A-1 A-4	3299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	27,219	0.3					0.3	3.0	エ-4	その他 名称等も含め、効果的・効率的な運営手法を検討する必要がある。
21166	ひきこもり等児童への支援	引きこもり・不登校児童に対し、児童相談所の相談援助活動の一環として当該児童の家庭に児童の兄又は姉に相当する世代のメンタルフレンドとして定期的に訪問させ、児童の自主性や社会性の伸長を援助する。	1	カ	a法律義務	1法令規定	A-2	A-1	3299	イ.中期	d市(民活拡大等)	○					5,446			1.0		1.0	1.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの	
21167	若者自立支援事業	不登校やひきこもりなどから立ち直り過程にある若者などを対象に、ニーズや状況に応じ、相談からワークショップ、仕事体験などのプログラムを通じ、若者の自立・就業の基礎づくりとなる支援を行ない、職業紹介の専門機関など他機関のさまざまなサービスにつなげるなどにより、若者を個別的、継続的、包括的に支援する。	1	ス	d生活安定支援	9指導・監督	A-1	A-1 A-4	3202	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○				19,225	0.2		2.0		2.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		市の関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。					
			年度	無し							事業の対象者 (該当するもの3つまで)	直営	出資 団体委託	民間委託		補助金支出	その他	1号	2号	3号		その他	計	再任用・非常勤		
21168	大阪市ひとり親家庭等自立促進計画策定	総合的な視点に立ったひとり親家庭等自立支援策を推進するための計画を策定する。	1	ス	d生活安定支援	2.施策企画立案	C-3	A-1 C	3301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,768	0.6					0.6		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21169	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築する。また、区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かく継続的な就業支援を実施する。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	A-1	A-1 A-4	3301	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	32,192	0.7					0.7	8.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
21170	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭等の生活基盤の向上・安定を図るため、生活支援講習会及び相談支援、土曜・夜間の電話相談、ひとり親家庭等のための情報交換事業を行う。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	A-1	A-1 A-4	3399	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	11,001	0.3					0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21171	児童扶養手当	父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある20歳未満の児童)を監護している母又は母に代わって児童を養育している人に所得金額や養育費、扶養人数等に応じて、手当を支給し、経済的支援を行う。	1	サ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4 C	3399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	15,239,629	1.6					1.6		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21172	児童扶養手当(区)	父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある20歳未満の児童)を監護している母又は母に代わって児童を養育している人に所得金額や養育費、扶養人数等に応じて、手当を支給し、経済的支援を行う。	1	サ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4 C	3399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	39.4					39.4		エー2	効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
21173	ひとり親家庭医療費助成	本市ひとり親家庭医療費助成資格要件を満たす児童とその母もしくは父、又は父母以外の養育書の疾病又は負傷について、医療保険各法による医療給付の自己負担金(1割・2割・3割)に対し、一部自己負担額(1医療機関ごとに入・通院各1日当たり500円以内で、月2日を限度とする負担)を控除した金額を助成する。	1	オ・カ キ	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	3399	イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	2,104,797	0.0					0.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの
21174	ひとり親家庭医療費助成(区)	(区の業務)資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給。	1	オ・カ キ	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1	3399	イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	0	3.0					3.0		エー2	効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
21175	市営交通料金福祉措置	父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある20歳未満の児童)を監護している母子世帯又はこれに準ずる世帯(児童と同居し、監護し、生計を維持していること)の世帯主に割引証を交付する福祉割引措置事業。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1 B	3399	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	242,623	0.3					0.3		ウー4	サービス水準について検討が必要なもの
21176	市営交通料金福祉措置(区)	父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある20歳未満の児童)を監護している母子世帯又はこれに準ずる世帯(児童と同居し、生計を維持していること)の世帯主に割引証を交付する福祉割引措置事業。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1 B	3399	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	3.9					3.9		エー2	効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。			
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金支 出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用・ 非常勤	
21177	水道料金福祉措置	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある20歳未満の児童)を監護しているひとり親世帯又はこれに準ずる世帯(祖母と孫、祖父と孫、姉と弟妹、兄と弟妹の世帯など)に対し、水道料金を減免する福祉減免措置事業。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1 B	3399	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	226,536	0.2					0.2		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの
21178	下水道料金福祉措置	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある20歳未満の児童)を監護しているひとり親世帯又はこれに準ずる世帯(祖母と孫、祖父と孫、姉と弟妹、兄と弟妹の世帯など)に対し、水道料金を減免する福祉減免措置事業。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1 B	3399	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	123,072	0.2					0.2		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの
21179	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母の安定した就業のために、職業能力開発の支援、修学期間の安定した生活の支援を図るために、給付金を支給する。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1 A-4	3399	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	80,334	0.2		0.3			0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21180	母子家庭等自主活動推進補助	母子及び寡婦の生活の安定、向上と、母子寡婦福祉団体の果たすべき役割と活力ある組織の強化や、大会参加者が大会で得た知識を地域で生かすこと等を目的として大阪市の母子及び寡婦を対象に(社)大阪市母と子の共励会が開催する大阪市母子寡婦福祉大会にかかる経費等の補助を行う。	1	ウ	d生活安定支援	9指導・監督	A-1	A-1	3399	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	—	700	0.1					0.1		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
21181	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などにより、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合、若しくは生活環境の激変などにより日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、母子家庭等の生活の安定を図る。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	A-2	A-1 A-4	3399	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	10,538	0.3					0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21182	母子家庭等日常生活支援事業(区)	母子家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などにより、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合、若しくは生活環境の激変などにより日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、母子家庭等の生活の安定を図る。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	A-2	A-1 A-4	3399	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	0.3					0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21183	母子住宅の入居募集	配偶者のない女子とその子どものみで構成されている世帯に対して、一般市営住宅とは別枠で募集を行う。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1 C	3399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.2		0.2			0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21184	母子住宅の入居募集(区)	配偶者のない女子とその子どものみで構成されている世帯に対して、一般市営住宅とは別枠で募集を行う。(申込書の配布・受付・局への進達)	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	C-1	A-1 C	3399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.4					0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
21185	母子寡婦福祉貸付資金	母子家庭の母及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の向上を図り、あわせて児童の福祉を推進するため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行う。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	B-3	A-1	3399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	436,820	0.4		0.5			0.9		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
21186	母子寡婦福祉貸付資金(区)	母子家庭の母及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の向上を図り、あわせて児童の福祉を推進するため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行う。(相談・申請受付・審査・貸付決定・償還)	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	B-3	A-1	3399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	6.6					6.6		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。		
			年度	無し								直営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金 支出		その他	1号	2号	3号	その他		計	再任用・ 非常勤
21187	愛光会館運営	母子家庭や寡婦の精神的・経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るため、各種の相談や育成事業等を行う。また、母子家庭等就業・自立支援センターとして、就業相談から就業支援講習会、求人情報の提供等一貫した就業支援サービスを行い、母子家庭の母や寡婦の職業紹介を行う。	1	ス	d生活安定支援	7公平性確保	A-1	A-1 A-4	3399	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	110,353	0.9				0.9		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
21188	こども・青少年施策推進事業	次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定した「大阪市次世代育成支援行動計画」の進捗管理及び大阪市次世代育成支援対策推進会議の運営を行う。 平成21年度は、平成20年度に実施した子育て世帯や青少年に対するニーズ等の調査結果を踏まえ、次世代育成支援対策推進法に基づく後期計画(平成22~26年度)の策定作業を行う。	1	オ、カ、キ	a法律義務	1法令規定	A-1	A-1	4101	イ.中期	e市(要改善)	○	○		4,800	1.0		1.0		2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21189	社会総がかりでこどもを育む取組に対する支援(新)	都市化・少子化・核家族化の進展のもと、本市においては、地域における人と人とのつながりによってこどもを育むことの重要性から、地域単位で広がりにあるこども育成の取組をこれまで関心のなかった個人や企業を含め社会全体の取組として広げていくため、地域や企業で行っているこどもを育む取組を支援し、情報発信を行っていく。そのことにより、社会総がかりでこども育成に関わる気運を醸成する。	1	ソ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-1	A-1 A-2 A-3	4102	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○		3,572	0.8				0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
21190	総合福祉システムの運用	平成6年に策定された「大阪市情報化計画」のなかで、中期に着手すべきものとして位置付けられ、社会福祉六法関係事務全般をシステム化し、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、構築されたものである。平成15年4月に「生活保護システム」が稼働。平成17年6月及び12月には「福祉五法システム」が段階的に稼働し現在に至る。対象とする事務は、児童福祉施設入所事務、児童手当・児童扶養手当支給事務、母子寡婦福祉資金貸付事務及び市営交通乗車料金福祉割引事務等である。	1	内部	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	4299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	455,025	0.6				0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
計		189件													111,609,797	128.8	334.0	1,548.0	1.0	2,011.8	717.0			